

平成 23 年 2 月 14 日

第 1 回電波利用環境委員会決定

電波利用環境委員会 運営方法

1 審議事項

電波利用環境委員会（以下「委員会」という。）は、諮問事項に基づき、電磁波が電子機器や人体に及ぼす影響に関する事項を審議する。

2 委員会の運営

- （１）主査は、委員会の議事を掌握する。
- （２）委員会の会議は、主査が招集する。
- （３）主査は、必要があるときは、委員会に、専門家等の出席を求め、意見や説明を聞くことができる。
- （４）委員会に主査代理を置く。
- （５）主査代理は、委員会に属する専門委員のうちから主査が指名する。
- （６）主査が不在のときは、主査代理がその職務を代行する。
- （７）会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合及びその他主査が非公開とすることを必要と認めた場合にあっては非公開とすることができる。
- （８）会議で配布された資料（以下「資料」という。）は、閲覧その他の方法により公開する。ただし、資料を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合及びその他の主査が非公開とすることを必要と認めた場合、その全部又は一部を非公開とすることができる。
- （９）その他、委員会の運営については、主査が認めるところによる。

3 作業班の構成

- （１）主査は、委員会が審議する事項について特に専門的な審議を行う必要があると認めるときは、主任を長とする作業班を置くことができる。
- （２）作業班の主任は、主査から指名された者がこれにあたる。